参考資料1

都道府県単位保険料率の平準化措置の取扱いについて

「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ

令和８年度第２回全国健康保険協会沖縄支部評議会
（令和８年10月27日）

１．健康保険法施行規則の改正について

令和８年２月20日（金）に健康保険法施行規則の改正が公布され、都道府県単位保険料率の平準化措置が設けられた。

〇厚生労働省令第十六号

健康保険法（大正11年法律第70号）第７条の41の規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

（都道府県単位保険料率に関する措置）

第135条の２の３　協会は、一の事業年度の三月から用いる都道府県単位保険料率が、当該一の事業年度の前事業年度の三月から当該一の事業年度の二月まで用いる都道府県単位保険料率に比して上昇し、又は低下するため、その影響を複数年度にわたり調整する必要があると認めるときは、厚生労働大臣の承認を得た上で、都道府県単位保険料率の算定について必要な措置を講ずることができるものとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

【令和８年２月20日（金）官報第1651号より】

【参考】健康保険法（大正11年法律第70号）

（厚生労働省令への委任）

第７条の41　この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、協会の財務及び会計その他協会に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2．特例的な取扱いを適用する要件

通常の算定ルールで算定した「N」年度の保険料率について、「N-1」年度保険料率と比較して、その増減幅が大きく、加入者・事業主へ与える影響が大きいと判断される支部を特例的な取扱いの対象とする。

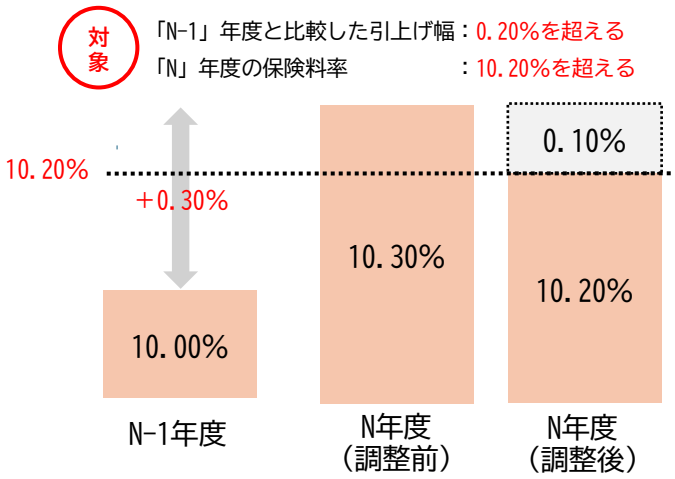
具体的な要件

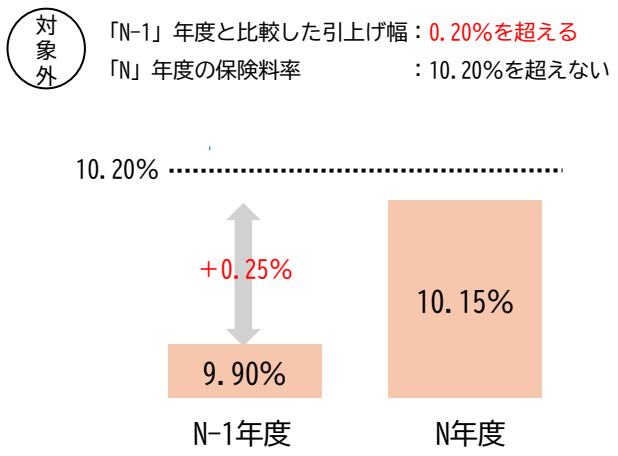
以下のいずれかを満たす支部を対象とする。

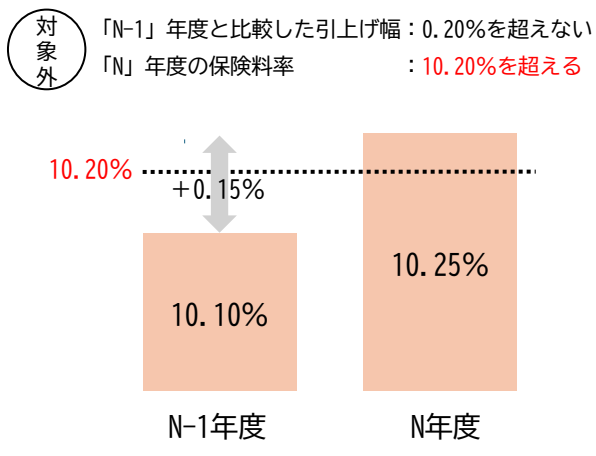
①：「N-1」年度保険料率と比較して、**引上げ幅が0.20%を超える**　かつ　「N」年度の保険料率が、**10.20%※を超える**

②：「N-1」年度保険料率と比較して、**引下げ幅が0.20%を超える**　かつ　「N」年度の保険料率が、**9.60%※を下回る**

※　現行（2026年度）の平均保険料率9.90%から±0.30%としている。







- 「N」年度保険料率について、「N-1」年度保険料率と比較した増減幅のうち、±0.20%を超える部分について調整を行う（保険料率の変動を±0.20%に抑える）。
- 調整により生じた影響額（調整前の保険料率を適用した場合と比較した収支（見込み）の増減幅）を、当該支部の「N+1」年度以降の保険料率算定の係数として引き継ぐ（他支部へ影響を波及させない）。

3．特例的な取扱いを適用するまでの手順

① 10月上旬 ： 要件該当の仮判定

10月上旬に国の予算の概算要求で用いられた係数をベースに次年度保険料率の粗い試算を行い、その結果で仮判定（※）を行う。

※ 仮判定で算出する「N」年度保険料率は、医療費の地域差（所得調整・年齢調整済み）、過年度の精算、インセンティブの加算（一律+0.01%）まで反映したものとし、「N-1」年度保険料率との比較を行う。

② 10月末まで ： 支部の意見聴取

仮判定で要件に該当する支部においては、10月に開催する支部評議会においてその旨を説明し、評議会の意見を踏まえて、支部長が理事長に対し、特例的な取扱いの希望の有無を申し出る。

③ 12月下旬 ： 特例的取扱いの適用有無・内容を確定

国の予算案の閣議決定を踏まえ、「N」年度保険料率の算定を行うとともに、本判定（※）を行う。

②での意見聴取の結果に基づき、特例的な取扱いの適用支部については、保険料率を調整し、調整による影響額を算出する。

※ 本判定は、仮判定で対象となっていた支部のみを対象とし、インセンティブによる減算反映後の保険料率で判定を行う。

④ 1月 ： 厚生労働大臣への認可・承認申請

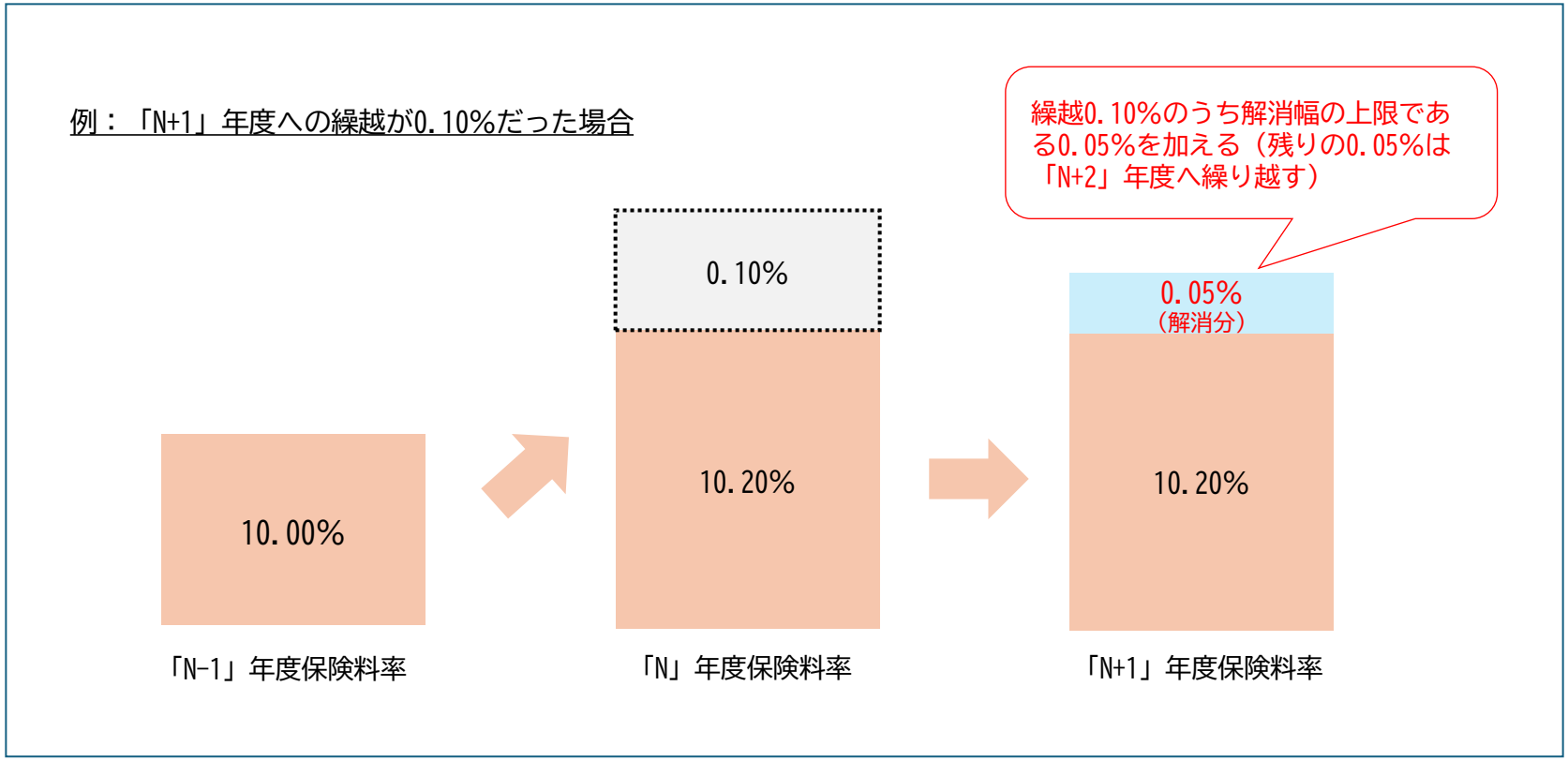
１月の支部評議会、運営委員会に調整後の都道府県単位保険料率で意見聴取等を行い、厚生労働大臣への認可申請を行う。その際、保険料率の調整を行っている支部とその内容を明示することにより、都道府県単位保険料率の変更の認可と併せて、特例的取扱いの適用に係る大臣承認を得る。

4．具体的な調整の内容・方法

（1）調整の範囲・方法の基本的な考え方

保険料率変動の影響を平準化する観点から、「N+1」年度以降における解消幅の上限は、原則として保険料率換算で0.05%※とする。

※　保険料率変動の影響を平準化する上で、解消の期間をおおむね3年以内とすることを念頭に、加入者・事業主の負担感が過度なものとならない水準として設定したもの。



4．具体的な調整の内容・方法

（２）調整の範囲・方法の例外的な対応

調整の範囲・内容については前頁を原則とするが、例外的対応として、調整後の保険料率の変動が0.20%を超える場合は0.20%を超えないよう解消幅を抑制し、一方、調整後の保険料率の変動が0.05%に満たない場合は、その分、解消幅を拡大することを基本とする。

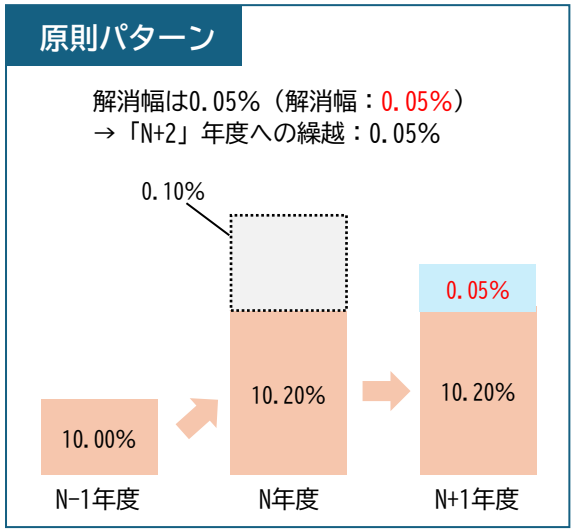
「N+1」年度保険料率(調整**前**)　－　「N」年度保険料率

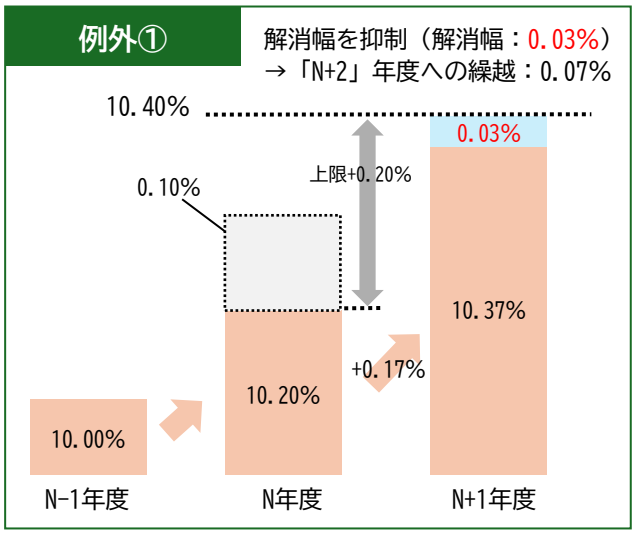
（原則）　**0%～0.15%**　：0.05%（繰越が0.05%に満たない場合は当該繰越分）

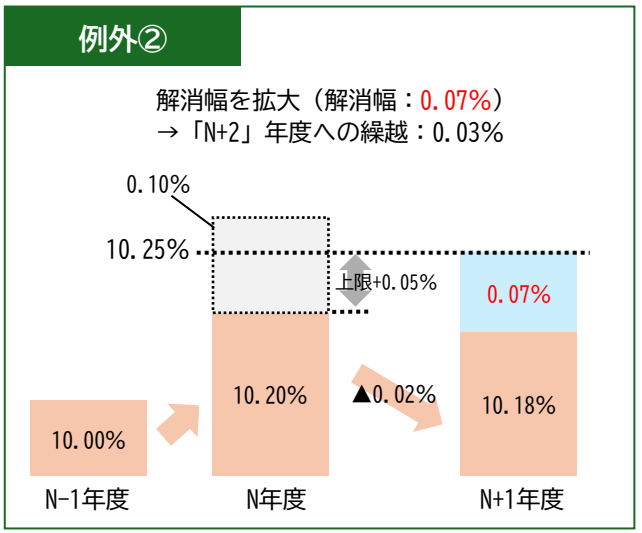
（例外①）　**0.15%超**　：「N+1」年度保険料率と「N」年度保険料率の差が0.20%を超えないよう抑制

（例外②）　**0%未満**　：解消幅を拡大（※）

※ 解消幅の上限は「N+1」年度保険料率が、「N」年度保険料率に0.05%を加えた率に達するまで







注：上記３例は「N-1」年度：10.00%、「N」年度：10.30%→10.20%に調整して、「N+1」年度への繰越が0.10%だった場合とする。

4．具体的な調整の内容・方法

【調整の具体例】※解消幅が0.05もしくは抑制するパターン

「N-1」年度	「N」年度			「N+1」年度							「N+2」年度	
	調整前	調整後	調整幅	調整前	差	判定	解消幅	解消後	調整幅	調整後	繰り越し分	
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	
			C-B		E-C			E+H		I+J	-D-H-J	
10.00	10.30 (+0.30)	10.20 (+0.20)	▲0.10	10.20	±0	基本	+0.05	10.25	-	-	+0.05	
				10.30	+0.10	基本	+0.05	10.35	-	-	+0.05	P5「原則」
				10.35	+0.15	基本	+0.05	10.40	-	-	+0.05	
				10.37	+0.17	例外①	+0.03	10.40	-	-	+0.07	P5「例外①」
				10.40	+0.20	例外①	-	10.40	-	-	+0.10	
				10.50	+0.30	例外①	-	10.50	▲0.10	10.40	+0.20	
				10.60	+0.40	例外①	-	10.60	▲0.20	10.40	+0.30	
				10.70	+0.50	例外①	-	10.70	▲0.30	10.40	+0.40	

※ G列については、以下の基準で判定を行う。
判定「原則」→F列が「0」～「0.15」　判定「例外①」→F列が「0.15を超える」　判定「例外②」→F列が「0未満」

※ 解消幅の上限は、原則0.05%であるが、G列の判定結果によって、以下のとおりとなる。
判定「原則」　：解消幅は0.05%
判定「例外①」：解消幅を抑制する。解消幅の上限は「N+1」年度調整後保険料率が、10.40%（「N」年度調整後保険料率10.20%+0.20%）に達するまで
判定「例外②」：解消幅を拡大する。解消幅の上限は「N+1」年度調整後保険料率が、10.25%（「N」年度調整後保険料率10.20%+0.05%）に達するまで

4．具体的な調整の内容・方法

【調整の具体例】※解消幅を拡大するパターン

「N-1」年度	「N」年度			「N+1」年度							「N+2」年度
	調整前	調整後	調整幅	調整前	差	判定	解消幅	解消後	調整幅	調整後	繰り越し分
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
			C-B		E-C			E+H		I+J	-D-H-J
10.00	10.30 (+0.30)	10.20 (+0.20)	▲0.10	9.70	▲0.50	例外②	+0.10	9.80	－	－	－
				9.80	▲0.40	例外②	+0.10	9.90	－	－	－
				9.90	▲0.30	例外②	+0.10	10.00	－	－	－
				10.00	▲0.20	例外②	+0.10	10.10	－	－	－
				10.10	▲0.10	例外②	+0.10	10.20	－	－	－
				10.12	▲0.08	例外②	+0.10	10.22	－	－	－
				10.15	▲0.05	例外②	+0.10	10.25	－	－	－
				10.18	▲0.02	例外②	+0.07	10.25	－	－	+0.03

P5「例外②」

※ G列については、以下の基準で判定を行う。
判定「原則」→F列が「0」～「0.15」　判定「例外①」→F列が「0.15を超える」　判定「例外②」→F列が「0未満」

※ 解消幅の上限は、原則0.05%であるが、G列の判定結果によって、以下のとおりとなる。
判定「原則」　：解消幅は0.05%
判定「例外①」：解消幅を抑制する。解消幅の上限は「N+1」年度調整後保険料率が、10.40%（「N」年度調整後保険料率10.20%+0.20%）に達するまで
判定「例外②」：解消幅を拡大する。解消幅の上限は「N+1」年度調整後保険料率が、10.25%（「N」年度調整後保険料率10.20%+0.05%）に達するまで

5．その他

- 平準化措置の取扱いについては、以上を基本とするが、例外的な対応が必要な場合は都度検討し決定することとする。

- 平均保険料率の変動がある場合の適用要件は、その時点で別途検討する。

（参考）2026（令和8）年度都道府県単位保険料率特例措置（据え置き）該当支部

	2025（令和7）年度 保険料率 （平均10.00%）	2026（令和8）年度 保険料率 （平均9.90%）		2027（令和9）年度 繰り越し分
		調整前	調整後	
	(a)	(b)	(c)	(b)－(c)
2　青　森	9.85	9.86	9.85	0.01
5　秋　田	10.01	10.02	10.01	0.01
6　山　形	9.75	9.79	9.75	0.04
9　栃　木	9.82	9.83	9.82	0.01
14　神　奈　川	9.92	9.96	9.92	0.04
32　島　根	9.94	10.08	9.94	0.14
47　沖　縄	9.44	9.61	9.44	0.17